

# 1 Minute News

**小嶋税務会計事務所**

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## NPO 法人と通常の法人との違いについて

**Q** 現在、NPO 法人の設立を検討していますが、通常の法人と比較して、税金面でかなり安くなるイメージですが、税金面以外に2つの法人の違いはなんでしょうか？

### 解説

NPO 法人とは、利益追求を組織の主目的としない法人で、**一定の税務上の優遇があります**。また、**出資者に対して、利益分配は許されていません**。

## 1. NPO 法人の特徴

- イ) **資本金が0円でも設立が可能**ですが、**設立に4~6か月ほどかかり、設立時の社員が10名以上必要**です。
- ロ) 経営がガラス張りで活動内容等に制約や規制があり、所轄庁への提出書類も多いです。
- ハ) **収益事業をしなければ、法人税等の税金がかかりません**。

## 2. 会計帳簿

会計帳簿としては下記の報告書を作成し、提出しなければなりません。

- イ) NPO 法人・・・①**収支計算書**、②貸借対照表、③**財産目録**、④**事業報告書**など。  
※設立申請時には、**収支予算書**、**事業計画書**なども作成する必要があります。
- ロ) 株式会社・・・①**損益計算書**、②貸借対照表、③内訳書、④**事業概況書**など

## 3. 法人税等の課税と経理

NPO 法人は**収益事業のみ法人税等が課税**されます。収益事業とは、①**販売業・製造業などの34業種の事業**（「特掲事業」といいます）に該当し、②**継続して**、③**事業場を設けて営まれるもの**をいいます。つまり、「特掲事業」に該当しなければ、課税されません。このため、**費用・収益を「本来の事業」と「収益事業」に区分経理**する必要が有ります。

## 4. NPO 法人の消費税

基本的には、通常の法人と同じ取り扱いですが、**特定収入がある場合は、仕入税額控除の調整をする必要があります**。特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入で例えば、出資金、預り金、貸付回収金、還付金、補助金、寄附金、保険金などが該当します。

### 要するに…

NPO 法人のメリットは**節税**が一番大きいですが、**設立に手間がかかること、所轄庁への提出書類や規制が多いこと**といったデメリットもあります。